

会議体規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングスグループ（以下「当社グループ」といいます。）における経営、業務運営上の種々の局面において開催される会議を円滑に運営することを目的とする。ただし、取締役会、監査役会は各々の規程の定めるところによる。

(主管部門及び責任者)

第2条 本規程の主管部門は株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス（以下、「HD」という。）コーポレート本部とし、責任者はHDコーポレート本部長とする。

(招集)

第3条 経営全般にわたる事項に関する会議は、グループ各社の社長がこれを招集する。
2. 前項に関するものを除いては、主管本部長、事業部長、部長、課長がこれを招集する。

(議題及び通知)

第4条 グループ各社の社長が招集する会議については各社の主管本部長が、主管本部長、事業部長、部長、課長が招集する会議については当該主管本部長、事業部長、部長、課長が、あらかじめ議題を整備し、会議参加者に事前に通知する。

(議長)

第5条 会議は議長を1名おき、グループ各社の社長が招集した会議については当該社長が、主管本部長、事業部長、部長、課長が招集した会議については当該主管本部長、事業部長、部長、課長が、これを任命する。

(決議)

第6条 会議において決議を必要とするときは、法令で定めある場合及び特に定める場合を除き、出席者の過半数で決定ができることとする。

(議事録及び報告)

第7条 議長はあらかじめ記録者を任命し、会議が終了した後、記録者はすみやかに次の事項を議事録として記録する。

- ① 会議の種類・名称
- ② 開催日時・場所
- ③ 出席者の氏名
- ④ 議事の要領
- ⑤ 決議した場合はその事項
- ⑥ 重要少数意見

(会議体)

第8条 定例会議は、別紙の会議体のおりとする。

2. 委員会、会議等の会議体は次に掲げる場合に限り設置されるものとする。ただし、業務上の連絡又は調整のため、常例的に開かれる会議はこれに含まない。
 - (1) 代表取締役又は役員の実任事項のうち、特に重要であり、広範に係る企画事項につき諮問を必要とする場合
 - (2) 全社的な事項であって、それが各部門間等の協調又は統制を必要とする場合
 - (3) その事項が特に合議による審査を必要とする場合

(附則)

1. 本規程の変更は、HD 取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成 28 年 6 月 29 日より実施する。
平成 28 年 8 月 1 日 改定・実施
平成 28 年 10 月 18 日 改定・実施
令和 7 年 6 月 1 日 改定・実施

【別紙】会議体

| 会社名※ | 会議名 | 開催 | 事務局 | 議長 | 出席者 | 主な内容 |
|------------------------------|-----------------|--------------------|-----------------|-------------|---|---|
| 247HD 247 | 取締役会 | 月1回 | コーポレート 本部 | 代表取締役 社長 | 代表取締役 取締役 監査役 | ・会社運営における重要な事項 の決定 ・法令に定められた事項の決定 ・定款に定められた事項の決定 |
| 247HD | 監査役会 | 月1回 | 内部監査部 | 常勤監査役 | 監査役 | ・監査報告の作成 ・法令に定められた事項の決定 |
| 247HD 247 247H 247A | 経営会議 | 必要に 応じてそ の都度 | コーポレート 本部 | 社長 | 代表取締役 取締役 要請を受けた者 | ・会社運営における重要な事項 の決定(取締役会決定事項除 く)等 |
| 247HD | コンプライア ンス委員会 | 年1回 以上 | コンプライア ンス事務局 | 代表取締役 社長 | 代表者 コンプライアンス 管理責任者 コンプライアンス 事務局 コンプライアンス 監査責任者 教育責任者 相談窓口責任者 実施責任者 | ・法令(指針等を含む)、社内規 定及び企業倫理の遵守に関する審議 |
| 247HD | 懲罰委員会 | 随時 | コーポレート 本部 | 代表取締役 社長 | 代表取締役社長 取締役 常勤監査役 人事労務部長 | ・懲戒事由と適用について懲戒 処分を適正に決定するための審 査 |

247HD: 株式会社トウエンティーフォーセブンホールディングス

247 : 株式会社トウエンティーフォーセブン

247H : 株式会社トウエンティーフォーセブン北海道

247A : 株式会社トウエンティーフォーセブンエージェント